

柏崎市介護予防・生活支援サービス事業の報酬単位数表

訪問型サービス

項目	介護予防訪問介護相当サービス	訪問型サービスA
訪問型サービス費(Ⅰ) ※週1回程度	—	—
訪問型サービス費(Ⅱ) ※週2回程度	(2,349単位/月)	(2,114単位/月)
訪問型サービス費(Ⅲ) ※週3回程度(要支援2)	(3,727単位/月)	(3,354単位/月)
訪問型サービス費(Ⅳ) ※月4回まで	268単位/回	241単位/回
訪問型サービス費(Ⅴ) ※月5～8回	272単位/回	245単位/回
訪問型サービス費(Ⅵ) ※月9～12回(要支援2)	287単位/回	258単位/回
訪問型サービス費(短時間) ※月22回まで	167単位/回	150単位/回
事業対象者(チェックリスト該当者)	利用頻度に応じて上記いずれか	同左
基本報酬 同一建物減算	90%減算/月	〃
	90%減算/回	〃
特別地域加算	15%加算/月	〃
	15%加算/回	〃
中山間地域等における小規模事業所加算	10%加算/月	〃
	10%加算/回	〃
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5%加算/月	〃
	5%加算/回	〃

初回加算	200単位/月	同左
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位/月	〃
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位/月	〃
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(上記合計)×137/1,000/月	〃
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(上記合計)×100/1,000/月	〃
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(上記合計)×55/1,000/月	〃
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(加算Ⅲ)×90%/月	〃
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(加算Ⅲ)×80%/月	〃
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(上記合計)×63/1,000/月	〃
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(上記合計)×42/1,000/月	〃

※上記合計とは、基本報酬及び生活機能向上連携加算までの合計

通所型サービス

項目	介護予防通所介護相当サービス	通所型サービスA	通所型サービスA(長距離送迎)
通所型サービス費(1) ※週1回程度(要支援1)	(1,672位/月)	(1,505単位/月)	(1,672位/月)
通所型サービス費(2) ※週2回程度(要支援2)	(3,428単位/月)	(3,085単位/月)	(3,428単位/月)
通所型サービス費(1回数) ※月4回まで(要支援1)	384単位/回	346単位/回	384単位/回
通所型サービス費(2回数) ※月8回まで(要支援2)	395単位/回	356単位/回	395単位/回
事業対象者(チェックリスト該当者)	利用頻度に応じて上記いずれか	同左	同左
基本報酬 定員超過減算	70%減算/月	〃	〃
	70%減算/回	〃	〃
人員欠如減算	70%減算/月	〃	〃
	70%減算/回	〃	〃
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5%加算/月	〃	〃
	5%加算/回	〃	〃
同一建物減算 ※月単位の基本報酬からの減算	支援 1:376単位減算/月 支援 2:752単位減算/月	〃	〃

生活機能向上グループ活動加算	100単位/月	同左	同左
運動器機能向上加算	225単位/月	〃	〃
若年性認知症利用者受入加算	240単位/月	〃	〃
栄養アセスメント加算	50単位/月	〃	〃
栄養改善加算	200単位/月	〃	〃
口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位/月	〃	〃
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位/月	〃	〃
選択的サービス複数(2種類)実施加算Ⅰ	480単位/月	〃	〃
選択的サービス複数(3種類)実施加算Ⅱ	700単位/月	〃	〃
事業所評価加算	120単位/月	〃	〃
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	支援 1:88単位/月	〃	〃
	支援 2:176単位/月	〃	〃
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	支援 1:72単位/月	〃	〃
	支援 2:144単位/月	〃	〃
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	支援 1:24単位/月	〃	〃
	支援 2:48単位/月	〃	〃
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位/月	〃	〃
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位/月	〃	〃
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20単位/回	〃	〃
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5単位/回	〃	〃
科学的介護推進体制加算	40単位/月	〃	〃
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(上記合計)×59/1,000/月	〃	〃
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(上記合計)×43/1,000/月	〃	〃
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(上記合計)×23/1,000/月	〃	〃
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(加算Ⅲ)×90%/月	〃	〃
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(加算Ⅲ)×80%/月	〃	〃
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(上記合計)×12/1,000/月	〃	〃
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(上記合計)×10/1,000/月	〃	〃

※上記合計とは、基本報酬及び科学的介護推進体制加算までの合計。

※介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4(2022)年3月31日まで算定可能。

※令和3(2021)年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。